

7章 処理事業費等

大量の災害廃棄物の処理には多額の経費が必要であり、被災市町村のみで対応することは困難であるため、国の補助事業の活用が必要となる。環境省においては、「災害等廃棄物処理事業」及び「廃棄物処理施設災害復旧事業」の2種類の災害関係補助事業がある。補助事業の活用は災害廃棄物対策の基本方針に影響することから、発災後早期から国の担当窓口との緊密な情報交換を行う。

災害廃棄物処理事業の補助金申請においては、廃棄物処理に係る管理日報、写真等多くの書類作成が必要となるため、必要な人員確保に留意する必要がある。

1) 災害等廃棄物処理事業

○補助対象事業：

暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な自然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する災害廃棄物の処理

○対象事業主体：

市町村、一部事務組合、広域連合、特別区

○補助率：

2分の1（地方負担分についても、大部分は特別交付税措置あり）

○対象廃棄物：

- ・ 災害のために発生した生活環境の保全上特に処理が必要とされる廃棄物（原則として生活に密接に関係する一般家庭から排出される災害廃棄物）
- ・ 災害により便槽に流入した汚水（維持分として便槽容量の2分の1を対象から除外）
- ・ 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿（災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの）
- ・ 災害により海岸保全区域以外の海岸に漂着した廃棄物

2) 廃棄物処理施設災害復旧事業

○補助対象事業：

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業並びに応急復旧事業

○対象となる事業主体：

都道府県、市町村、廃棄物処理センター 他

○補助率：

2分の1